

# 令和5年第12回加賀市農業委員会定例総会

令和5年12月22日(金)

開会（午後2時00分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第12回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち9名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、15日に加納委員、能登委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長に引き続き議事進行について、よろしくお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和5年第12回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>7番 南出委員、8番 上木委員を指名します。</p>
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明し</p>

事務局（橋本）

てください。

説明させていただきます。議案第 43 号 [REDACTED]  
[REDACTED] から農地法第 3 条の規定による  
許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案  
件は 4 件です。

整理番号 1 番は、[REDACTED] の譲受人が [REDACTED]  
[REDACTED] の農地を取得するものです。この農地は町外の譲渡人  
が所有していますが、農業廃止により所有する農地を譲渡  
するものです。譲受人は、この農地を以前より譲渡人から  
借り受けて耕作しているもので、今回取得することとなっ  
たものです。

整理番号 2 番は、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得  
するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していま  
すが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲  
受人は野菜を主に農業を営んでおり、自宅に近い農地を  
取得して育苗地とするものです。

整理番号 3 番は、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得  
するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していま  
すが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲  
受人は水稻を主に農業を営んでおり、自宅や耕作地に近  
い農地を取得するものです。

整理番号 4 番は、[REDACTED] の譲受人が町外の農地を取得  
するものです。この農地は県外の譲渡人が所有していま  
すが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲  
受人は親族と水稻を主に農業を営んでおり、耕作地に近い農  
地を取得するものです。

以上、これらの案件は資料 2 の調査書の通り、農地法第  
3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないた  
め、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。 議案 第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

### 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案 第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、加納委員から報告をお願いします。
加納委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3 番の転用目的は駐車場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>4 番の転用目的は敷地拡張です。雨水は浸透させる計画です。</p> <p>5 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上 5 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めまし</p>

議長（中村会長）  
事務局（橋本）

た。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

説明をします。

1番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計567.59 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [REDACTED] にあり、田、面積313 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に隣接する申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は [REDACTED] にあり、畑、面積238 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場建設です。譲受人は [REDACTED] を営んでおり、申請地を購入して従業員用の駐車場を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は [REDACTED] にあり、畑、面積138 m<sup>2</sup>、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入し庭として敷地拡張するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は [REDACTED] にあり、田、面積498 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが10ha以上の農地の一

<p>議長（中村会長） 田端委員</p> <p>事務局（橋本） 議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本） 議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>5番の地図がはっきりしないのですが、集落に接続しているのですか。</p> <p>集落に接続しています。</p> <p>集落接続とありますが、間に農地を挟んでいる場合でも認められるのですか。</p> <p>連続した農地を分断しないことが条件なので、集落接続であっても認められないことがあります。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第44号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>報告 第22号 農地利用最適化活動について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第22号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p><b>事務連絡</b></p>	
<p>事務局（宮下）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明</p>

議長（中村会長）	<p>（活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。</p> <p>なければ、以上をもちまして、令和5年 第12回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後3時15分）	